

議第71号

契約の締結について

(第三中学校大規模改修(電気設備)工事)

下記により工事請負契約を締結するものとする。

令和8年(2026年)6月5日提出

柏崎市長 櫻井雅浩

記

- 1 工事名
第三中学校大規模改修(電気設備)工事
- 2 請負代金の額
金219,780,000円
- 3 契約の相手方
住所 柏崎市扇町1番67号
氏名 株式会社村田電気商会
代表取締役 中島 毅

工 事 概 要

- 1 工事番号 教中第2号
- 2 工事名 第三中学校大規模改修（電気設備）工事
- 3 施工地 柏崎市新赤坂一丁目地内
- 4 工事期間 議会議決の日から540日間（令和9年（2027年）
12月14日までを予定）
- 5 工事概要
 - (1) 第1期工事（令和8（2026）年度）
 - ア 管理・普通教室棟
動力設備（ELV） 一式
 - イ 特別教室棟
LED照明器具、動力設備、拡声設備、音響設備、防犯カメラ設備 一式
 - ウ 特別教室棟（増築棟）
LED照明器具、拡声設備、音響設備 一式
 - エ 武道場棟
LED照明器具、拡声設備、音響設備 一式
 - オ 武道場渡り廊下
LED照明器具 一式
 - (2) 第2期工事（令和9（2027）年度）
 - ア 管理・普通教室棟
LED照明器具、動力設備、情報表示設備、誘導支援設備、
拡声設備、音響設備、防犯カメラ設備、火災報知設備 一式
 - イ 管理・普通教室棟（増築棟）
LED照明器具、情報表示設備、誘導支援設備、拡声設備、
音響設備、火災報知設備 一式
 - ウ 特別教室棟、武道場棟ほか
情報表示設備、誘導支援設備、火災報知設備 一式
 - エ 体育館棟

LED照明器具、情報表示設備、誘導支援設備、拡声設備、
音響設備、防犯カメラ設備、火災報知設備 一式

オ 体育館棟渡り廊下

LED照明器具、防犯カメラ設備 一式

カ 電気室、スクールバス棟ほか

LED照明器具、LED屋外灯、受変電設備 一式

仮 契 約 書

この契約については、新潟県柏崎市財務規則（平成16年規則第5号。以下「財務規則」という。）の規定に従い当該契約について議会の同意があったときにこの仮契約が本契約となるものとし、同意が得られなかったときは、この仮契約は効力を失うものとする。この仮契約の証として本書2通を作成し、当事者双方記名押印してそれぞれ1通を保有する（本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）。

令和8年（2026年）5月19日

発 注 者 新潟県柏崎市

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

受 注 者 住所 新潟県柏崎市扇町1番67号

氏名 株式会社 村田電気商会

代表取締役 小池広祐

建設工事請負契約条項

- 1 工事番号 教中第 2号
- 2 工事名 第三中学校大規模改修（電気設備）工事
- 3 工事場所 柏崎市 新赤坂一丁目 地内
- 4 工期等
 - (1) 工事期間 議会議決の日から540日間 令和（ ）年 月 日まで
 - (2) 着手期限 議会議決の日（工事期間の起算日）から7日以内
 - (3) 完成期限 工事期間の満了する日以内 令和（ ）年 月 日まで
 - (4) 工事を施行しない日又は時間帯を定めた場合の内容 財務規則別記建設工事請負基準約款第1条第1項に規定する設計図書のとおり

- 5 請負代金の額 ￥219,780,000-
うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ￥19,980,000-

- 6 請負代金の支払
 - (1) 前金払 する。（前払保証を要す。）契約金額の4割以内
 - (2) 中間前金払 する。（中間前払保証を要す。）契約金額の2割以内
 - (3) 部分払 する。（令和8（2026）年度2回以内、令和9（2027）年度2回以内）部分払対象物件の危険負担は受注者が負う。
 - (4) 各年度の支払限度額及び工事完成出来高は、次のとおりとする。

| | 令和8（2026）年度 | 令和9（2027）年度 |
|---------|--------------|---------------|
| 支払限度額 | ￥45,485,000- | ￥174,295,000- |
| 工事完成出来高 | 23%以上 | 100% |

- 7 契約保証金
契約金額の100分の10以上納付する。ただし、柏崎市財務規則第144条第4項第1号又は第2号に該当する場合は、契約保証金の納付を全額免除する。
- 8 分別解体及び再資源化に要する費用等 別紙のとおり（対象）
別紙は、この工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象工事の場合に添付する。
- 9 権利義務の譲渡
受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面により承諾を得た場合は、この限りでない。

10 その他

この契約に関するその他の条件は、財務規則及び財務規則別記建設工事請負基準約款並びに本契約書添付の設計書、図面及び仕様書による。